

第10章. その他

- 10-1. 計画の公表・周知及び評価・見直し
- 10-2. 外部委託・データの管理方法
- 10-3. 事業運営上の留意事項

10-1. 計画の公表・周知及び評価・見直し

公表・周知

本計画は、本市ホームページで公表し、区役所情報公開コーナーに配置し、被保険者や関係者等が広く閲覧できるようにする。

評価

本計画の実施事業における目的及び目標の達成状況について、毎年度評価を行い、中間年度である令和8年度に、事業の目的・目標の達成に向けた計画の見直しとして、中間評価を実施する。

計画の最終年度である令和11年度では、最終的な事業や計画の目的・目標の達成に向けた総合的な評価、見直しを行う。

評価方法・体制

本計画をより実効性の高いものとするためには、実施体制、周知方法、委託業者の選定方法、保健指導方法や生活習慣の改善状況など短期間で評価ができる事項について、府内各所管と連携した検討体制で評価し、必要に応じて計画の見直しを進めていく。

なお、国民健康保険運営の健全化の観点から、さいたま市国民健康保険運営協議会に必要に応じて進捗状況を報告し、修正を行う。

10-2. 外部委託・データの管理办法

データヘルス計画及び特定健康診査等実施計画の実施に際して用いる特定健診及び特定保健指導に関わる個人情報は、各種法律・ガイドラインに基づき適切に管理する。

個人情報の取扱い

■ 個人情報の取扱いに関する関連法規

- 「個人情報の保護に関する法律」
- 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」
- 「さいたま市情報セキュリティポリシー」

■ 外部に委託する場合の管理办法

保健事業に関わる業務を外部に委託する場合は、個人情報の取扱いについて、盜難・紛失等を防ぐための組織的、人的、物理的、技術的な安全管理措置等に留意し、委託契約書に定める。

また、委託先において個人情報の安全管理措置等が適切に講じられるよう、情報セキュリティの管理状況を確認する。

10-2. 外部委託・データの管理方法

外部委託について

■ 特定健診・国民健康保険（国保）人間ドック・国保健康診査の委託

委託にて実施とする。

■ 特定保健指導の委託

動機付け支援は委託にて実施とする。

■ 委託先の基準

実施医療機関の精度管理が適切に行われないなど、健康診査の質が考慮されない価格競争となることも危惧されるため、質の低下に繋がることがないよう委託先における健康診査の質を確保することが不可欠であることから、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第16条の規定に基づき、厚生労働大臣が定める者」を満たすことを条件とする。

10-2. 外部委託・データの管理方法

特定健診等のデータの保管方法・体制、保管等における外部委託

（1）特定健診データの保管方法・体制、保管等における外部委託の有無等

特定健診及び特定保健指導のデータは、本市が特定健診等データ管理システム（国保連合会提供）に保管する。

- ① 特定健診実施機関は、特定健診に関するデータを電磁的方法により作成し、国保連合会を経由して本市へ提出する。
- ② 特定保健指導実施機関は、特定保健指導に関するデータを電磁的方法により作成し、国保連合会を経由して本市へ提出する。
- ③ システムの保守・運用については国保連合会に委託する。
- ④ 特定健診・特定保健指導に関するデータの保存期間は次のうちいずれか短い期間とする。
 - ・記録の作成日の属する年度の翌年度から5年間を経過するまでの期間
 - ・被保険者がほかの保険者に加入した日の属する年度の翌年度末までの期間

（2）事業主健診等の他の法令に基づく健診データの提出方法、保管方法・体制

事業主健診等他の法令に基づく健診を受診し、提供を受けた方のデータについての保管体制、データ保管機関、システムの保守・運用については、（1）と同様とする。

10-3. 事業運営上の留意事項

データヘルス計画及び特定健康診査等実施計画の事業推進にあたっては、各事業を担当する関係部署、関係団体との連携に留意しながら実施する。

事業運営上の留意事項

① 各種健（検）診等の連携

特定健診の実施にあたっては、健康増進法又は介護保険法に基づき実施する健（検）診等について可能な限り連携して実施する。

② 区役所保健センター・保険年金課との連携

特定保健指導積極的支援は、各区役所保健センターで実施しており、個別の電話、文書、面接の他、ポピュレーションアプローチも含めた教室を実施している。

区役所保険年金課では、国保加入手続き時の特定健診の案内など区独自の受診率向上の取組を実施している。

また、区民まつりを含めた各区イベントでの特定健診・特定保健指導の啓発など、連携しながら事業を実施する。

③ 健康マイレージ事業との連携

健康マイレージ事業と連携した事業を進めていく。

④ 関係団体との連携

特定健診等や事業の実施にあたっては、医師会や国保連合会等と可能な限り連携して実施する。

【参考】各区ごとの有病割合

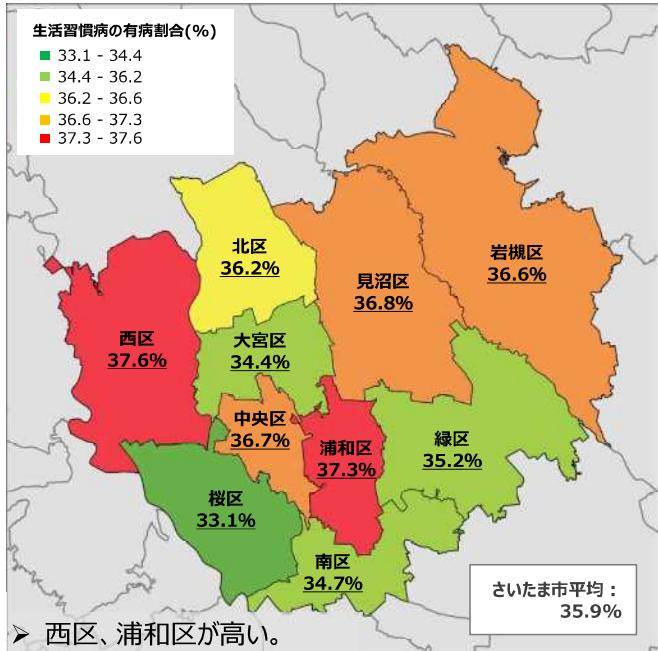
各区の色分けは、自然分類（データの変化量が比較的大きいところに閾値が設定される方法）を用いているため、高低が分かりやすくなるが、データ間に差がない場合、大きな差となって見える場合がある。

生活習慣病、糖尿病、虚血性心疾患、脳血管疾患の有病割合*

* : 各区の被保険者における当該患者の割合

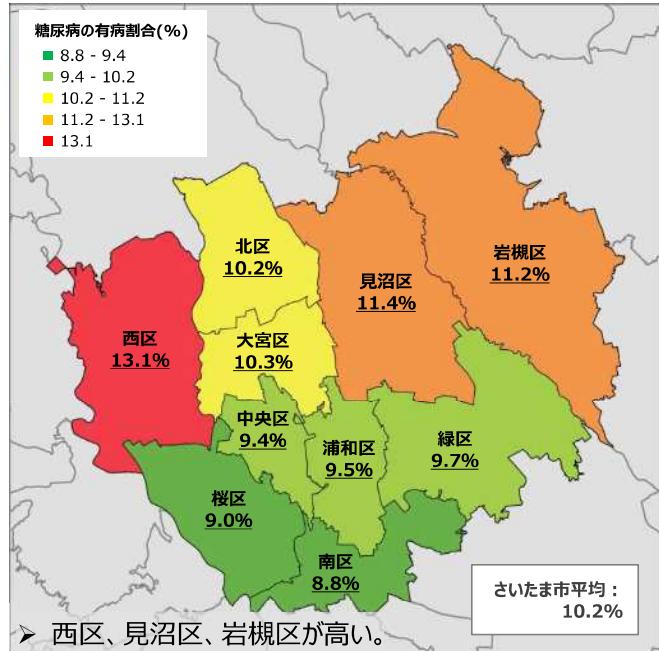
①生活習慣病

資料：KDB（厚生労働省様式 様式3-1）（令和4年度）より



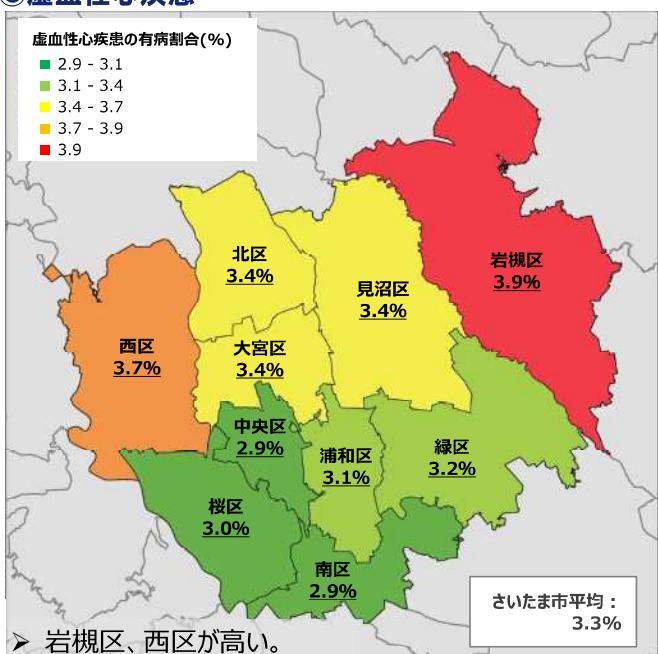
②糖尿病

資料：KDB（厚生労働省様式 様式3-2）（令和4年度）より



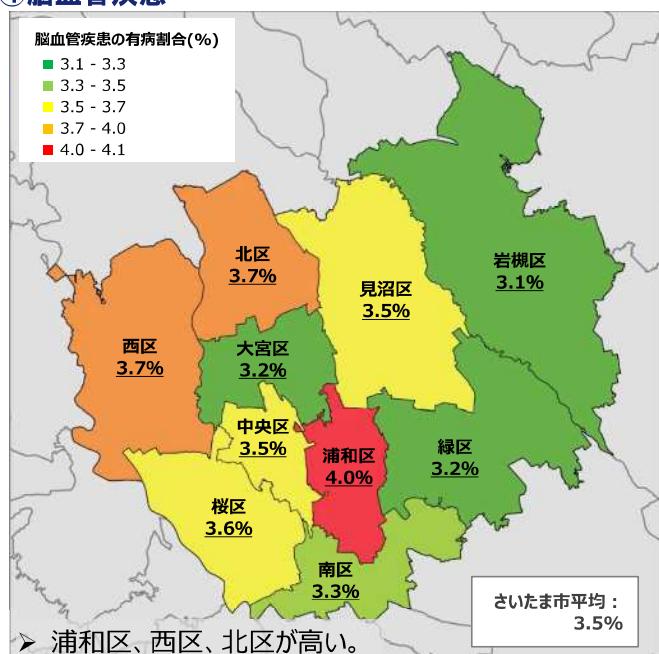
③虚血性心疾患

資料：KDB（厚生労働省様式 様式3-5）（令和4年度）より



④脳血管疾患

資料：KDB（厚生労働省様式 様式3-6）（令和4年度）より



- ▶ 西区は、生活習慣病、糖尿病、虚血性心疾患、脳血管疾患の有病割合が高い。
- ▶ 南区、緑区の有病割合は、①～④の疾病でさいたま市平均以下となっている。

《生活習慣病の定義》

疾病分類名	代表的な疾病名
高血圧性疾患	高血圧症、高血圧性心疾患など
糖尿病	2型糖尿病、糖尿病性腎症など
脂質異常症	脂質異常症、高コレステロール血症など
脳血管疾患	脳梗塞、くも膜下出血など
虚血性心疾患	狭心症、急性心筋梗塞など

疾病分類名	代表的な疾病名
動脈疾患	大動脈瘤、血栓塞栓症など
肝疾患	脂肪肝、肝機能障害など
腎不全	慢性腎不全、慢性腎臓病など
COPD	肺気腫、慢性閉塞性肺疾患など
高尿酸血症及び痛風	高尿酸血症、痛風など

第3期 さいたま市国民健康保険 保健事業実施計画(データヘルス計画)
第4期 さいたま市国民健康保険 特定健康診査等実施計画

発行日 令和6年3月 企画・編集 さいたま市福祉局 生活福祉部 国保年金課

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
TEL:048-829-1277 FAX:048-829-1938 Email:kokuhonnenkin@city.saitama.lg.jp

